

平成31年度

徳島大学大学院  
口腔科学教育部

履修の手引き



# 大学院口腔科学教育部授業科目の履修等について

31.4.1  
歯学部事務課

## 1 教育・研究上の目的

- 1) 口腔保健学専攻は、口腔保健学を中心とした長寿福祉口腔保健学に関する豊かな専門的知識・技能及び科学的探求心を身につけた、次世代の歯科衛生士教育を担う教育・研究者又は健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人の養成を目的とする。
- 2) 口腔科学専攻は、口腔科学を中心とした生命科学に関する学術の理論及び応用の教育研究を通して、幅広い科学的基盤を持ち、かつ、専門性に秀でた、教育・研究・臨床並びに歯科行政などの分野で指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

## 2 基本的事項

- 1) 単位の基準  
講義，演習は15時間をもって，実習，実験実習は30時間をもって1単位としています。
- 2) 学期  
前期は4月1日から9月30日まで  
後期は10月1日から3月31日まで

### 3) 授業時間

1時限	8時45分～10時15分
2時限	10時30分～12時00分
3時限	13時00分～14時30分
4時限	14時45分～16時15分
5時限	16時30分～18時00分
6時限	18時15分～19時45分
7時限	20時00分～21時30分

## 3 教育方法

本教育部の教育は、「規定されている授業科目の授業」と「指導教員が行う研究課題の研究の指導及び学位論文の作成を指導する研究指導」によって行います。

なお、外国人留学生には英語による特別コースが置かれています。

## 4 修得すべき授業科目と単位数（修了要件）

### 1) 口腔保健学専攻（博士前期課程）

開設授業科目の中から、必修科目8単位と選択科目22単位以上の合計30単位以上を履修する必要があります。

なお、履修する授業科目の選択にあたっては、予め指導教員の指導を受けなければなりません。

（上記の履修に当たっては、基礎科目（共通カリキュラム科目）のうちから4単位、専門科目（必修科目4単位、口腔保健学特論科目から2単位以上、臨床系コース学生の専門科目（口腔保健学課題専攻科目）については、同コース内の講義4単位、演習

4単位、実習6単位及び教育・研究系コースの講義を2単位以上、教育・研究系コース学生の専門科目（口腔保健学課題専攻科目）については、同コース内の講義4単位、演習4単位、実習6単位及び臨床系コースの講義を2単位以上及び必修科目4単位の合計30単位以上を修得してください。）

## 2) 口腔保健学専攻（博士後期課程）

開設授業科目の中から、必修科目2単位と選択科目10単位以上の合計12単位以上を履修する必要があります。

なお、履修する授業科目の選択にあたっては、予め指導教員の指導を受けなければなりません。（上記の履修に当たっては、基礎科目（全専攻系共通カリキュラム科目）のうちから2単位（※ただし、博士前期課程において既に修得した科目は除く）、専門科目（必修科目2単位、専門展開科目から4単位、課題研究科目から4単位）の合計12単位以上を修得してください。）

## 3) 口腔科学専攻（博士課程）

開設授業科目の中から、必修科目8単位と選択科目22単位以上の合計30単位以上を履修する必要があります。2年次からは研究指導に入りますので、1年次に修了要件を満たすよう心掛けてください。

なお、履修する授業科目の選択にあたっては、予め指導教員の指導を受けなければなりません。（上記の履修に当たっては、全専攻系共通カリキュラム科目、各専攻系間共通カリキュラム科目のうちから4単位、専門科目（必修科目8単位、口腔科学課題専攻科目から指導教員の担当する授業科目から講義2単位、演習2単位及び実験実習4単位、他の授業科目から講義又は演習を6単位以上、口腔科学課題専攻科目の※印の授業科目から1科目（4単位））の合計30単位以上を修得してください。）

## 5 授業科目の履修登録

授業を履修し、単位を修得するためには履修登録の手続を行う必要があります。履修科目の決定は関係規則等及び授業時間割を熟読し行ってください。

なお、履修関係資料は新生オリエンテーション時に配付します。

### 1) 博士前期課程の登録

修了要件に必要な科目（必修・選択）について、授業時間割を見ながら履修登録科目届を学務係へ提出してください。

なお、「口腔保健学特論」は特別講義を受講し、その都度、履修手帳を担当教員に提出し押印又はサインをもらい、30時間以上になれば、学務係へ履修手帳を提出してください。

### 2) 博士後期課程の登録

修了要件に必要な科目（必修・選択）について、授業時間割を見ながら履修登録科目届を学務係へ提出してください。

### 3) 博士課程の登録

修了要件に必要な科目（必修・選択）について、授業時間割を見ながら履修登録科目届を学務係へ提出してください。

なお、「先端口腔科学特論」は特別講義を受講し、その都度、履修手帳を担当教員に提出し押印又はサインをもらい、60時間以上になれば、学務係へ履修手帳を提出してください。

#### 4) 履修登録の確認

w e bでの履修登録後は「確認画面」で確認してください。

■ w e b登録アクセス先 (学内パソコンのみ)  
<http://www.ait.tokushima-u.ac.jp/local/link.html>

■ ユーザー I D 学生番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 の場合  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 ~~0~~ → c 1 2 3 4 5 6 7 8 9

■ パスワードはオリエンテーションで渡したカードに記載されています。

履修登録は 2 4 時間可能です。

#### 6 口腔科学教育部授業概要「シラバス」

徳島大学歯学部のホームページから、「教育・学生生活」を選択し、次に「シラバス」をクリックしてください。

(シラバスのホームページ: [http://www.tokushima-u.ac.jp/dent/campus/kogi\\_gaiyo/](http://www.tokushima-u.ac.jp/dent/campus/kogi_gaiyo/) )

#### 7 試験・評価

##### 1) 試験の受験資格

出席回数が 2 / 3 以上あることが条件となります。

##### 2) 本試験

試験の授業科目、日時その他必要な事項は、予め告示します。レポート提出で試験に読み替えているのがほとんどです。

##### 4) 成績評価

成績評価基準及び成績証明書等に記載する表示(「成績表示」という。)は次のとおりです。

可否	成績表示	評価点の範囲	基準
合格	S (Outstanding)	100~90	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
	A (Excellent)	89~80	科目の到達目標を十分に達成している。
	B (Good)	79~70	科目の到達目標を達成している。
	C (Fair)	69~60	科目の到達目標を最低限達成している。
	認 (Qualified)	認定	単位認定：入学前の既修得単位(修了要件を満たす単位数となるが、G P Aの計算には含めない。)
不合格	D	59 以下	科目の到達目標の項目の全てまたはほとんどを達成していない。

成績の確認は、学務課(医学部)の外に設置されている証明書自動発行機で行ってください。

- 4) 追試験（病気その他で本試験を受験出来なかった人対象）  
次の学期末に追試験を受けることができます。担当教員と相談して試験日を設定してください。
- 5) 再試験（本試験で不合格となった人対象）  
授業担当教員と相談して試験日を設定してください。
- 6) カンニング等不正行為に対する措置  
懲戒処分の対象となります。  
※レポート作成時における全面的なコピーペーストは不正行為として取扱います。
- 7) 評価結果に対する疑義の申し立て  
評価の結果について疑義がある場合は、学務担当係等に申し出ることができます。その場合、必要に応じて教務委員会等と連携して対応します。

## 8 その他

### 1) 授業の欠席手続き

授業を欠席する際は予め、担当授業教員に連絡してください。

### 2) 休講

台風等により昼間開講の授業については午前7時に、夜間の授業については午後4時に「暴風警報と大雨警報」若しくは「暴風警報と洪水警報」又は「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が徳島市に発令中である場合は徳島大学では授業の休講措置を取っています。

### 3) 他の大学院、外国の大学院での授業科目の履修

学則第9条及び第27条の規定に基づき、所定の願書を本教育部長に提出して許可を受け、「派遣学生」として修得した単位の認定は、相手方の成績証明書等により本教育部が行います。

### 4) 長期履修学生制度

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。

ただし、入学後(在学中)に申請の場合は翌年度からの適用になります。

### 5) 学位の授与

博士・・・博士(歯学)もしくは 博士(学術)

博士前期・・・修士(口腔保健学)

博士後期・・・博士(口腔保健学)もしくは 博士(学術)

### 6) 早期修了

#### ■口腔科学専攻(博士課程)および口腔保健学専攻(博士後期課程)

博士の学位は、博士課程については4年以上、博士後期課程については3年以上在学し、必要な単位を修得し、かつ、論文審査及び最終試験に合格した者に授与します。ただし、徳島大学大学院学則第12条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定めるとおり、極めて優秀な学生が、所定の水準に達したと認められた場合は、修業年数の特例(早期修了)を承認し、学位を授与することがあります。

### 7) 社会人学生の皆様への受講に係る配慮

#### ■口腔保健学専攻(博士前期課程および博士後期課程)

ア) 講義等は夜間にも開講します。

イ) 「生命倫理概論」, 「臨床心理学」, 「社会医学・疫学・医学統計概論」, 「英語論文作成法」, 「生命科学の研究手法」, 「医療系分野における知的財産学概論」の6科目は、e-learningで受講することも出来ます。

#### ■口腔科学専攻(博士課程)

ア) 講義等は夜間にも開講します。

イ) 「生命倫理概論」, 「臨床心理学」, 「社会医学・疫学・医学統計概論」, 「英語論文作成法」, 「生命科学の研究手法」, 「臨床医科学概論」, 「医療系分野における知的財産学概論」の7科目は、e-learningで受講することも出来ます。

8) 各種証明書の発行

学務課（医学部）の外に設置の証明書自動発行機で出力してください。ただし、英文証明書等自動発行機で発行できない証明書は、余裕を見て学務係に申し出てください。

9) アカデミックレコードの作成

各学年の年度末に所定様式（Excel シート）にて学務係に提出してください。様式は、学務係から送付します。

10) 大学院修了時アンケートの提出

最終学年の年度末に大学院修了時アンケートを実施しますので、ご協力の程お願いします。

※関係規則等は別紙のとおり

- 1 徳島大学大学院学則
- 2 徳島大学大学院口腔科学教育部規則
- 3 徳島大学大学院口腔科学教育部における授業科目の履修方法等に関する細則
- 4 徳島大学大学院口腔科学教育部における長期にわたる教育課程の履修に関する規則
- 5 徳島大学大学院口腔科学教育部学位規則実施細則
- 6 徳島大学大学院口腔科学教育部学位論文審査基準・提出基準